

令和2年8月31日

発 言 者	発 言 要 旨
島津委員	<p>緊急浚渫推進事業債はどのようなものか。 また、県だけでなく市町村も活用できるものなのか。</p>
財政課長	<p>令和2年度に新たに地方財政措置された制度である。 昨年の台風19号により、河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぎ、維持管理のための河川等の浚渫が重要となってきたため、地方公共団体が国庫補助を受けずに単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるように計上された。地方財政措置率については、充当率100%で元利償還金に対する交付税措置率は70%である。 また、市町村も活用できるものと承知している。</p>
島津委員	<p>7月豪雨の被災者に対する災害見舞金制度の拡充について、昨年発生した台風19号でも床上浸水が発生しており、同じような状況の方々に対しても遡及適応等何らかの対応が必要と考えるがどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>今回の災害では床上浸水の被災世帯が多く、また家財等が被害を受けているといった状況を踏まえ、新たに床上浸水までを支給対象に広げたものである。あくまでも今回の災害からの適用について理解いただきたい。</p>
青柳委員	<p>災害救助法の対象となる経費の詳細はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>災害救助法を適用した31市町村について、救助に要した費用を国と県が負担することになる。 対象経費として、具体的には避難所の設置運営に係る経費、住家の応急修理に係る経費、民間の賃貸住宅を借り上げ仮設住宅の提供に関する経費、児童生徒等に対する学用品の給与に係る経費、避難所等において炊き出しやその他の食品の給与を行った際の経費、給水活動に係る経費、浸水により被害を受けた被服・寝具等その他の生活必需品の給与のための経費、住家に入り込んだ障害物の撤去等に要する経費がある。</p>
青柳委員	<p>県と国が費用を負担する流れはどうなっているのか。</p>
防災危機管理課長	<p>災害救助法が適用されると、災害の救助について市町村に代わって県が実施主体となる。そのため、市町村が行った救助費については、県が支払いを行った後、国がおよそ半分を負担する制度となっている。</p>
高橋(啓)委員	<p>避難所としてホテルや旅館等宿泊施設を活用した場合に係る経費も災害救助法の対象経費となるのか。</p>
防災危機管理課長	<p>救助に要する経費に該当するため対象経費になる。</p>
高橋(啓)委員	<p>この場合、市町村間で宿泊施設の借上料が不均衡にならないように、県が目安を作って対応することが必要と考えるが、県の対応はどうなっているのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
防災危機管理課長	<p>高齢者、障がい者、妊婦等避難に際して配慮を要する方が避難する福祉避難所として旅館等宿泊施設を活用することについて、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で連携協定を平成 30 年度に結んでいるが、その中に宿泊料を一律幾らにするというものは含まれていない。</p> <p>県としては、各市町村が旅館ホテルと個別に締結することが望ましいと考えている。現在 8 市町村がこのような協定を締結しており、各市町村に広げるために、協定を締結する際の手引書の作成を進めている。宿泊料金については、受入施設毎の事情があり、一律に設定できるかについて組合と協議をしていきたい。</p>
金澤委員	<p>激甚災害の指定によって何がどのように変わるのか。</p>
防災危機管理課長	<p>激甚災害の指定を受けると、災害復旧事業に対する国からの補助の割合が通常の補助割合に比べ引き上げられる。</p>
志田委員	<p>7 月豪雨は未曾有の大災害であったが、犠牲者を一人も出すことがなかったことをしっかり分析して、後世に教訓として残していく必要があると考えるが、現時点での分析状況はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>この度の災害で人的被害が出なかった要因については、①気象庁・国土交通省が避難の判断に必要な気象・河川水位の情報を的確に地方自治体に提供したこと、②この情報に基づき、各市町村が迷わず避難勧告や避難指示を住民に対して出したこと、③それによって住民の方が早めに避難行動をとったことがあげられる。</p> <p>現在、各市町村に対し、情報の取り方や判断が適切だったかという点について聞き取り調査をしている。また、避難所運営における課題等もアンケート調査を行っており、さらに分析を進めていきたい。</p>
志田委員	<p>豪雨の被害状況で全壊、大規模半壊、半壊、一部損傷、床上浸水、床下浸水とあるが、この区別はどのように行っているのか。</p>
防災危機管理課長	<p>被害程度の認定については、外形的に見て床上浸水の場合でも浸水水位が 1 メートルを超えると半壊となるなどの基準により市町村が行っている。</p>
志田委員	<p>災害見舞金の支給の内訳はどうなっているのか。</p>
防災危機管理課長	<p>8 月 28 日時点の被害状況では、30 万円の支給対象は全壊世帯の 1 世帯、20 万円の支給対象は大規模半壊と半壊世帯の合計 61 世帯、10 万円の支給対象は床上浸水と一部破損の計 146 世帯である。</p> <p>市町村では被害認定調査が継続しており、床上浸水であっても半壊と認定される等区分が変わる可能性もある。</p>
志田委員	<p>この災害見舞金の支給はいつ頃になるのか。</p>
防災危機管理課長	<p>各市町村での被害認定が完了し、対象世帯が確定した後できるだけ早く交付したい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渋間副委員長 財政課長	<p>7月豪雨による被害額と今回の補正額に差異が生じているのはなぜか。</p> <p>今回の補正については、国の災害査定に向けての調査測量、県単独で実施する応急対応が必要な土砂や流木の撤去、国庫補助を一部活用して復旧する地すべり対策等、緊急的に対応が必要なものを計上している。</p> <p>今後、9月補正において本体工事等を提案する予定である。</p> <p>なお、道路河川関係については、災害復旧のための調査、測量、設計に係る費用は被害額として計上されないため、事業費の方が多くなる。また、農林水産関係については、作物への被害は農業共済で補償されるため、被害額には含まれるが事業費には計上されない等、被害額と事業費は必ずしも一致しない。</p>
渋間副委員長 財政課長	<p>現状復旧だけでは同規模の被害が発生した際に同様の被害が生じる恐れがあることから、更なる災害対策の推進が必要と考えるがどうか。</p> <p>ただ単に災害の箇所を現状復旧するだけでなく、できるだけ改良工事を行い、次なる災害に備えるという視点を持ちつつ、関係部局と調整してまいりたい。</p>